



1. 児童扶養手当の申請（申請者本人・同居扶養義務者の所得制限あり。）  
児童1人月額 48,050円～11,340円  
第2子以降加算額 月額 11,350円～5,680円  
※手当額は、申請者の所得額に応じて決定されます。  
【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331
2. 児童手当の受給者の変更（今後の受給者からの申請が必要。公務員は職場で手続き）  
【3歳未満】第1子・第2子：月額 15,000円 第3子以降：月額 30,000円  
【3歳～高校生年代】第1子・第2子：月額 10,000円 第3子以降月額：30,000円  
※養育している大学生世代（19～22歳年度末）の子を含む3番目以降の児童（高校生世代まで）が第3子以降の支給対象です。  
【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331
3. 福祉医療〔所得税非課税世帯で、18歳未満または高等学校第3学年まで（20歳未満）の児童を養育する方および児童〕  
医療費の自己負担額が、原則医療費の1割となります  
【申請・問い合わせ先】 健康医療保険課 ⑥番窓口 ☎25-9411
4. 保育所・幼稚園台帳等変更（保育所や幼稚園をご利用の方）  
【手続先】 子ども・子育て支援課 ⑫番窓口 ☎25-9330
5. 学校に係る費用の免除・減免（就学援助）  
準要保護世帯：各小・中学校へ申請（収入制限あり）。学用品費等の支給や給食費等の免除等。  
【問い合わせ先】 在籍先の小・中学校または学校教育課 ☎25-9711
6. 放課後児童クラブ負担金の減免  
児童扶養手当受給者の方は、放課後児童クラブ負担金の減免があります。  
（おやつ代やスポーツ保険料は除きます。）  
【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑫番窓口 ☎25-9331
7. ひとり親控除・寡婦控除（所得税、市民税・県民税の軽減）  
【問い合わせ先】 浜田税務署 ☎22-0360、または税務課 ☎25-9232
8. 母子家庭等自立支援給付金事業
  - ①自立支援教育訓練給付金  
対象講座の受講経費の60%を支給します。  
※雇用保険制度の教育訓練給付を受けている場合は、上記の額から給付金の額を引いた額となります。
  - ②高等職業訓練促進給付金  
専門的な資格取得のため、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方に、修業期間中の生活費として、給付金を支給します。  
※①②とも事前相談が必要です。早めにご相談ください。  
【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

## 9. 母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の方や寡婦の方などを対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子でお貸しする、島根県の貸付制度です。

【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

## 10. ファミリー・サポート・センター 利用料半額助成（会員登録が必要）

「子育てをちょっとだけ助けてほしい」「子育ての手助けをしたい」という人たちが会員となり、一時的な子どものお世話を有料で行うシステムです。

【申請・問い合わせ先】

はまだファミリー・サポート・センター 子育て世代包括支援センター内 ☎22-8912

## 11. その他

### ①母子会

ひとり親家庭がお互いに協力し合って福祉の向上を図っていく団体です。

年間行事もたくさん用意されています。年会費800円

【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

### ②ひとり親家庭 無料法律相談（詳しくはチラシをご覧ください）

7月～12月の原則第4水曜日（13：30～15：30）いわみーる・事前予約制・1人30分

【申請・問い合わせ先】 一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会 ☎0852-32-5920

### ③母子家庭等就労相談

ハローワーク同行・履歴書の書き方等、随時対応します。

【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

### ④住民票・戸籍等証明手数料免除

児童扶養手当証書を窓口で提示することで、受給者及び支給対象要件児童に係るものについては手数料免除になります。

### ⑤JR 通勤定期券の割引制度

児童扶養手当受給者または同一世帯員で通勤定期乗車券を必要とする方に、普通定期券運賃の3割引で通勤定期券を購入できます。（全部支給停止の方は対象外）

【申請・問い合わせ先】 子ども・子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

### ⑥少額貯蓄非課税制度（新マル優制度）

児童扶養手当受給者や寡婦の方などの預貯金金利が、一定の金額までは非課税となります。

【問い合わせ先】 各金融機関

### ⑦遺族基礎年金、遺族厚生（共済）年金

年金制度に加入していた被保険者が死亡したとき、遺族に支給されます。

【問い合わせ先】 遺族基礎年金～保険年金課 ⑥番窓口 ☎25-9411

遺族厚生年金～浜田年金事務所 お客様相談室 ☎22-0672

遺族共済年金～被保険者が勤務していた職場

ご不明な点・お困りの事は、お気軽にご相談ください。

浜田市子ども・子育て支援課 ☎25-9331

